



## エナップシス エスエーエスがクラリオン<6796>株式の大量保有報告書を提出



クラリオン<6796>について、エナップシス  
エスエーエスが3月5日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「提出者は発行者の完全子会社化を目的とした重要提案行為等を行うことを予定しております。具体的には、提出者は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第179条第1項に規定する特別支配株主として、会社法第2編第2章第4節の2の規定により、発行者の株主（但し、発行者及び提出者を除きます。）の全員に対し、その所有する発行者の普通株式の全てを売り渡すことを請求する予定です。」によるもの。

報告書によると、エナップシス  
エスエーエスのクラリオン株式保有比率は、94.96%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2019年2月28日。